

新今宮地区 交通バリアフリー基本構想

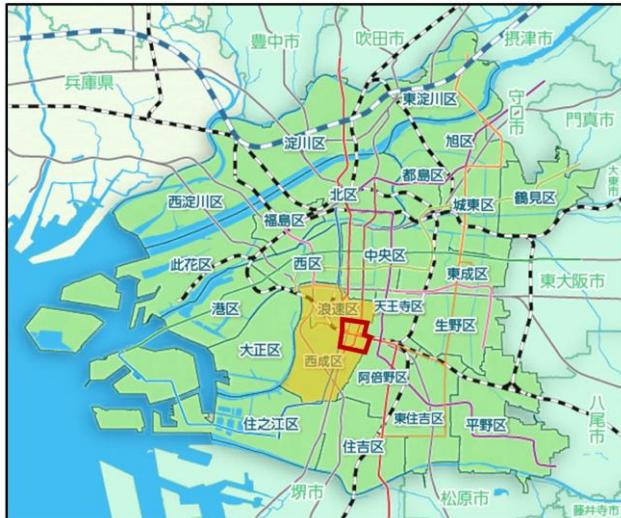
概要版

■地区の概要

新今宮地区は、JR新今宮駅、南海新今宮駅、Osaka Metro動物園前駅、大国町駅、花園町駅の5駅が立地しており、これら5駅の一日平均利用者数は約31万人となっています。

都心部に隣接する住・商の混在している地域であり、JR新今宮駅、南海新今宮駅、Osaka Metro動物園前駅の3駅の北側地域には、通称“ジャンジャン横丁”をはじめ、庶民の町として親しまれている新世界、大阪のシンボルといわれる通天閣などが立地しており、南側地域には、商店街やあいりん地域があります。

さらに、JR大阪駅（うめきた地下口）～JR難波駅・南海新今宮駅間をつなぐ、なにわ筋線の開業に向け事業が進められており、交通拠点としてのさらなる向上が期待されます。



■地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

新今宮地区では、これまで、基本構想の「理解し支えあいみんなでつくるにぎわいとやさしさのまち」を地区の基本理念として、駅舎内では、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設やエレベーターの整備、階段の点字表示・踏面の配慮、ホームにおける安全対策、トイレの多機能化が進められてきました。また、主要な経路においては、全て整備済みとはなっていませんが、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等が進められてきました。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、2025年の大阪・関西万博の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての利用者に利用しやすい環境整備とともに、すべての人が、社会的障壁の除去を含む心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、すべての人が快適で安全に移動することができるまちづくりをめざすことが求められています。

(2) 現状の主な課題

1) 鉄道駅について

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・障がい特性に配慮した券売機・精算機の構造(蹴込み、設置高さ等)の改善
- ・主な施設(改札口、エレベーター等)への視認しやすい掲出位置等に配慮した案内・誘導サインの設置

■社会状況の変化等に応じた取組に関する課題

- ・バリアフリースイートレにおける大型ベッドの設置、バリアフリースイートの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置(配置・仕様)やカームダウン・クールダウンスペースの設置

2) 乗り換え経路について

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・迂回の少ない乗り換え経路の整備
- ・乗り換え経路やエレベーター位置等の視認しやすい掲出位置等に配慮した案内・誘導サインの設置
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置の見直しや追加

3) 道路・交差点について

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・歩道の舗装面・勾配の改善
- ・歩道上における放置自転車等の撤去、交通マナー向上に対する啓発活動の実施
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置の見直しや追加
- ・音響信号機の設置、音響信号機の音量や方式の見直し

(3) 地区のバリアフリー化方針

方針1 駅施設におけるバリアフリー化の推進

- ・既存の駅施設を十分に活用しながら、誰もが使いやすい、分かりやすい乗り換え経路のバリアフリー化を図ります。
- ・乗り換え経路のわかりやすい案内・誘導設備の充実を図ります。

方針2 安全で快適に移動できる乗り換え経路を含む生活関連経路のバリアフリー整備・充実

- ・駅から生活関連施設を結ぶ経路について、視覚障がい者誘導用ブロック上の支障物の撤去など、安全で快適に移動できる連続したバリアフリー化を図ります。
- ・音響信号機の設置や音量の変更など、誰もが安心して横断できる交差点の整備を図ります。
- ・放置自転車対策の強化や路上駐車を取り締まりの強化等に加え、広報、啓発活動を通じて、交通マナーの向上や歩道上の障害物の危険性に対する理解を深めます。

■地区における重点整備地区の区域設定

新今宮地区では、以下の考え方に基づいて、面積約124haの区域を重点整備地区として設定します。

- (1) 駅を中心とした概ね500mの範囲
- (2) 高齢者、障がい者等を含めた多くの人々が利用する施設を含む範囲
- (3) 「天王寺・阿倍野地区」との連続性

■生活関連施設設定

生活関連施設の設定の考え方については、次のとおりとします。

区分	種類
旅客施設	特定旅客施設(鉄道駅舎、バスターミナルなど)
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗など
宿泊施設	大規模ホテルなど
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設など
その他	各地区で選定した施設(観光施設、寺社など)

■生活関連経路設定

生活関連経路の設定については、次のとおりとします。

なお、「駅から周辺的生活関連施設の入り口までの優先的に整備する1経路」を選定することを基本とします。

(1) 生活関連経路

この経路は、以下のような機能を持ち、すでに歩道が整備されている道路、今後歩道が整備される道路、歩行者用立体横断施設等を考慮して設定します。

- ① 駅から周辺的生活関連施設(官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など)の入口までの経路
- ② 教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、公園・運動施設などが面的・線的に広がる地区における、施設間の回遊を考慮した経路
- ③ 重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路(重点整備地区間で生活関連経路に当たる道路が連続している場合、その経路について生活関連経路として設定)

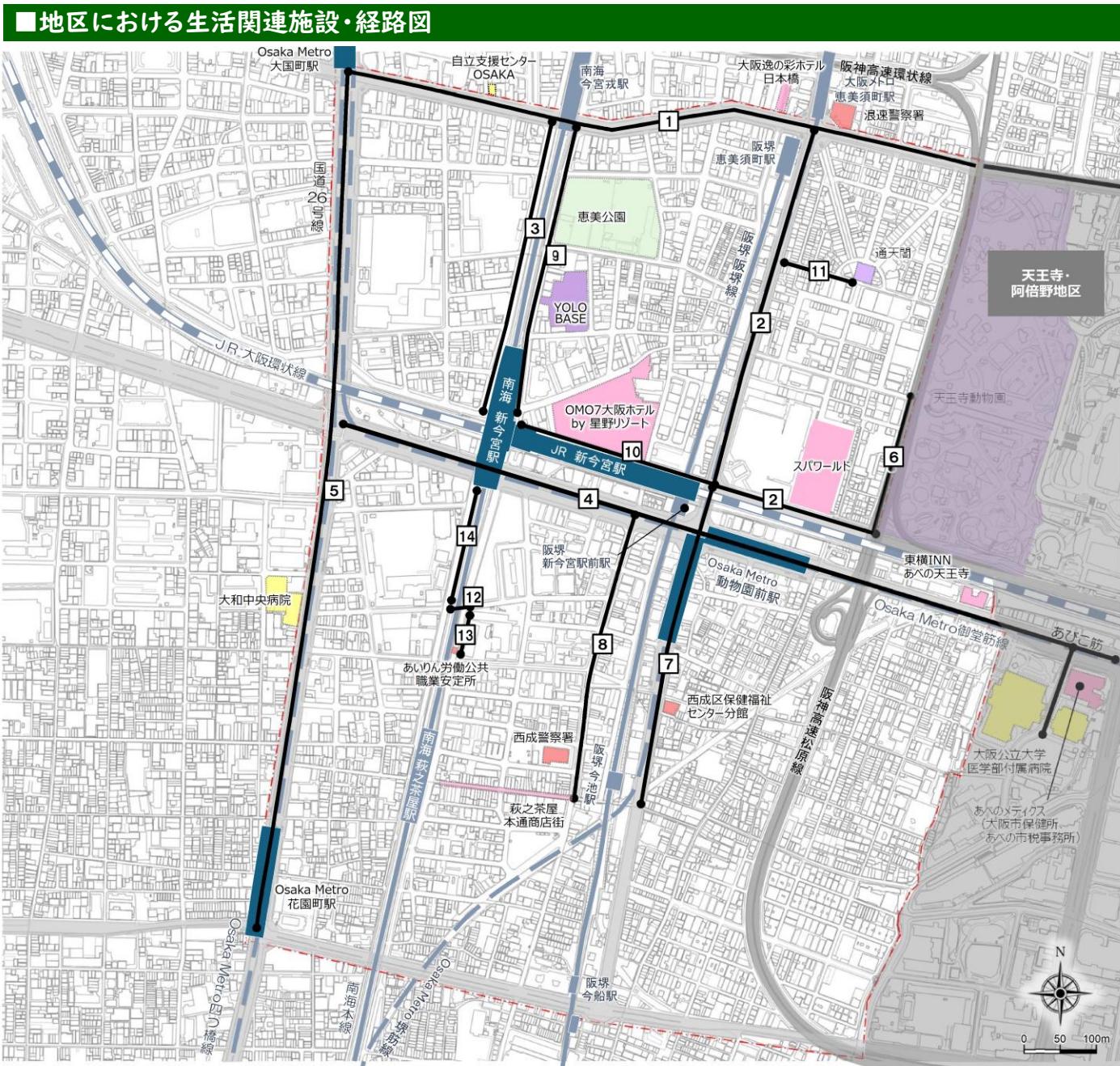
(2) 鉄道駅乗り換え経路

複数の鉄道駅間の乗り換えにおいて、鉄道施設内で乗り換え経路の確保が必要な道路、地下街、鉄道施設内通路等を「鉄道駅乗り換え経路」として設定します。

生活関連施設一覧		
旅客施設		JR新今宮駅
		南海新今宮駅
		Osaka Metro (御堂筋線・堺筋線) 動物園前駅
		Osaka Metro (御堂筋線・四つ橋線) 花園町駅
		Osaka Metro (四つ橋線) 花園町駅
官公庁等施設	官公庁施設	浪速警察署
		西成区保健福祉センター分館
		西成警察署
		あいりん労働公共職業安定所
医療・福祉施設	医療施設	大和中央病院
	福祉施設	自立支援センター-OSAKA
商業施設		萩之茶屋本通商店街
宿泊施設		東横INNあべの天王寺
		大阪逸の彩ホテル日本橋
		OMO7大阪 by 星野リゾート
公園・運動施設	公園	恵美公園
その他の施設	その他	天王寺動物園
		通天閣
		YOLOBASE (エール学園ICT校含む)
		スパワールド

生活関連経路の路線名	
1	国道25号
2	恵美須町城東線
3	日本橋今宮方面南北10号線
4	今宮平野線
5	国道26号
6	天王寺公園西線
7	西成区第71号線
8	住吉神社前通線
9	浪速区第9075号線
10	日本橋今宮方面東西26号線
11	新世界通天通線
12	西成区第8807号線
13	西成区第8820号線
14	西成区第8827号線

鉄道駅乗り換え経路の路線名	
OsakaMetro動物園前駅北改札～	
JR新今宮駅通天閣口改札～	
南海新今宮駅1F改札口	



凡例

	重点整備地区
	生活関連経路
	JR
	私鉄 (地上)
	私鉄 (地下)
生活関連施設 (施設別)	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設

■整備等の内容

【鉄道施設】

■駅舎別の内容

新今宮駅(JR西日本)

整備等の内容	区分	整備時期
エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	○	－
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	○	－
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	○	－
ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討 [対象:大規模駅]	○	－
プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	○	－
隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	－
ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	○	－
休憩設備を1以上設置	○	－
ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	○	－

新今宮駅(南海)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	●	後期
プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	○	－
隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	－
構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	○	－
ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	○	－

動物園前駅(OsakaMetro御堂筋線)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	●	後期

動物園前駅(OsakaMetro堺筋線)

整備等の内容	区分	整備時期
エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	●	前期
ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	●	後期

大国町駅(OsakaMetro御堂筋線)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	●	後期
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－

大国町駅(OsakaMetro四つ橋線)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	●	後期
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－

花園町駅(OsakaMetro四つ橋線)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	●	前期
ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	●	後期
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－

■駅舎共通の内容

整備等の内容	区分	整備時期
エレベーターの大型化等の検討	○	－
バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	○	－
授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	○	－
他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	－	－
障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	－	－
バリアフリートイレの機能の分散化の検討	－	－
異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	継続実施	
障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	継続実施	

(参考):駅舎の整備等の方針(抜粋)

- ・券売機や精算機の構造や仕様の検討
- ・エレベーターの大型化等の検討
- ・バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討
- ・授乳室やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討
- ・乗り換えや周辺地域・施設への案内・誘導サインの整備における事業者間の連携方法の検討
- ・券売機等の双方向コミュニケーションや遠隔操作が可能な仕様など全ての人が使いやすい券売機等の設置の検討
- ・高齢者、障がい者用の個別機能を備えた便房や複数の機能を備えた便房の分散化、オールジェンダートイレの設置の検討

■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●:バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

■整備時期

前期:令和12(2030)年までに整備

後期:令和17(2035)年までに整備

(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

■整備等の内容

【バス車両及びタクシー車両】

■バス車両

市内路線バス車両

整備等の内容	区分
ノンステップバスの導入	○
障がい者対応型案内誘導設備等への案内用図記号(ピクトグラム)の表示	○

空港アクセスバス

整備等の内容	区分
リフト付きバス又はエレベーター付きバスの導入の検討	○

■タクシー車両

整備等の内容	区分
ユニバーサルデザインタクシーの導入	○

【道路・交差点】

■道路

整備等の内容	路線名	区分	整備時期
歩道の有効幅員の確保(2.0m以上確保)の検討	西成区第8807号線 西成区第8827号線	○	—
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	浪速区第9075号線 日本橋今宮方面東西26号線 新世界通天通線	●	前期
	西成区第8820号線		後期
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の検討	国道25号 西成区第8807号線 西成区第8827号線	○	—
音響信号機等の押しボタンが操作できる位置までの敷設の検討(全地区の共通の方針を検討)		○	—
路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車を取り締まり、放置自転車の対策等を検討	西成区第8807号線 西成区第8827号線	○	—
横断歩道箇所等における車道との接続部の歩車道境界部の段差構造について、当事者も参加する検討の場の設置(全地区の共通の方針を検討)		○	—

■歩道上障害物

整備等の内容	区分
現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施	継続実施
商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進	継続実施

■乗り換え経路

整備等の内容	区分
JR新今宮駅と南海新今宮駅における迂回の少ない乗り換え経路確保にかかる検討	○

■交差点

整備等の内容	区分
地域要望等を踏まえた生活関連経路上での音響信号機等の設置を検討	恵美須東3南交差点 ○
視覚障がい者の横断を支援する施設(エスコートゾーン等)の導入	大國交差点 ○

■違法駐車対策

整備等の内容	区分
移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化 歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化	継続実施

【心のバリアフリー】

■教育啓発事業の取組内容

整備等の内容	区分	関係者
一般利用者に高齢者、障がい者やSOGIESCの多様性への理解を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●又は○	道路管理者 交通管理者 鉄軌道事業者 バス事業者
職員への研修・教育の実施	●又は○	大阪市 鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会 タクシーセンター
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	●	大阪市
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮、多様なSOGIESCについて理解するための取組の実施	●	大阪市
	●又は○	鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	●又は○	大阪市 バス事業者

■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●:バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

■整備時期

前期:令和12(2030)年までに整備

後期:令和17(2035)年までに整備

(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。